

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	介護保険料の賦課徴収に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

伊佐市は、介護保険料の賦課徴収に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じることで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

伊佐市長

公表日

令和7年8月29日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険料の賦課徴収に関する事務
②事務の概要	介護保険法及び伊佐市介護保険条例等に基づき、介護保険料の賦課徴収を行う。特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用する。 ①申請書や届出書に関する確認 ②賦課の算定や所得区分の判定に必要な要件の情報照会 ③賦課における特別徴収対象者の確認 ④その他賦課徴収のために行う事務 【収納及び滞納整理事務】 介護保険料の徴収事務を行う。過誤納等が生じたときは、還付又は他の滞納税などへの充当を行う。納期限までに納入・納付していない者に対して督促状を発送し、必要に応じて地方税法等に基づく滞納処分を行う。具体的には ①納税・納付義務者からの納付・納入状況の確認 ②過誤納者へ還付又は充当処理 ③納税証明書等の発行 ④財産調査、その他調査権の行使 ⑤徴収猶予、換価猶予及び滞納処分の停止の決定 ⑥滞納処分後の換価及び配当
③システムの名称	・Acrocity(行政基本・介護保険料・総合収納管理) ・CreMas Cloud(総合滞納) ・住民基本台帳ネットワークシステム ・MICJET(団体内総合宛名システム) ・中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
・(介護保険料・総合収納・総合滞納)情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法別表100の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	<情報照会の根拠> 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表131、132の項 <情報提供の根拠> 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表2、3、7、11、15、42、56、65、69、80、83、86、87、108、115、125、128、132、144、161の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	税務課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
なし	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	税務課 鹿児島県伊佐市大口里1888番地 電話 0995-23-1311
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	税務課 鹿児島県伊佐市大口里1888番地 電話 0995-23-1311
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年5月31日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] ＜選択肢＞ 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年5月31日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] ＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	
[基礎項目評価書]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。	

2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）					
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
3. 特定個人情報の使用					
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○]委託しない					
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） []提供・移転しない					
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)					
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
7. 特定個人情報の保管・消去					
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
8. 人手を介在させる作業 []人手を介在させる作業はない					
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係るガイドライン」に従い、申請時には本人からのマイナンバー取得と本人確認を原則とし、住基ネット照会を行う際には4情報又は氏名・生年月日・住所の3情報による照会を行うことを厳守している。				
9. 監査					
実施の有無	[○] 自己点検	[] 内部監査	[] 外部監査		

10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分にやっている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にやっている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 []全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	システムへのアクセス可能な職員は、静脈認証により限定しており、人事異動等による権限の管理も適切に行っている。USB使用に関しても、使用簿で管理しており不正な利用を防止している。これらの対策を講じていることから、権限のない者によって不正に利用されるリスクへの対策は十分であると考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	Ⅱ-1対象人数 いつ時点の計数か	2015/9/1	2017/4/1	事後	
平成29年4月1日	Ⅱ-2取扱者数 いつ時点の計数か	2015/9/1	2017/4/1	事後	
平成30年4月1日	I-5-②所属長の役職名	税務課長 吉田 克彦	課長	事後	
令和1年6月26日	Ⅳ リスク対策		新様式への変更(Ⅳリスク対策を追加)	事後	主務省令等の改正
令和2年5月29日	全体				評価の再実施
令和2年7月6日	I-1-③システムの名称	・Acrocity(住民基本・行政基本・総合滞納) ・中間サーバー	・Acrocity(住民基本・行政基本) ・CreMas Cloud(総合滞納) ・中間サーバー	事後	
令和3年6月25日	I-4-②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	令和3年9月1日に施行される番号利用法の改正による修正
令和7年8月29日	I-3 法令上の根拠	・「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(番号法)第9条第1項及び別表第一の68の項 ・「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令」第50条	番号法別表100の項	事後	
令和7年8月29日	I-4-② 法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「介護保険給付等関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90、94、117の項) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「介護保険法第百三十六条第一項(同法第百四十条第三項において準用する場合を含む。)、第百三十八条第一項又は第百四十一条第一項の規定により通知することとされている事項に関する情報」が含まれる項(95の項) (別表第二における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」に該当する項(94の項)	<情報照会の根拠> 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表131、132の項 <情報提供の根拠> 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表2、3、7、11、15、42、56、65、69、80、83、86、87、108、115、125、128、132、144、161の項	事後	
令和7年8月29日	Ⅱ-1 いつの時点の計数か	令和2年5月29日 時点	令和7年5月31日 時点	事後	
令和7年8月29日	Ⅱ-2 いつの時点の計数か	令和2年5月29日 時点	令和7年5月31日 時点	事後	
令和7年8月29日	I-1-③システムの名称	・Acrocity(介護保険料・総合収納) ・CreMas Cloud(総合滞納) ・中間サーバー	・Acrocity(行政基本・介護保険料・総合収納管理) ・CreMas Cloud(総合滞納) ・住民基本台帳ネットワークシステム ・MICJET(団体内総合宛名システム) ・中間サーバー	事後	
令和7年8月29日	Ⅳ リスク対策		2項目の追加 8.人手を介在させる作業 11.最も優先度が高いと考えられる対策	事後	